

松山都市圏都市交通マスタープラン策定委託業務

企画提案公募(プロポーザル)実施要領

1 目的

今後の急速な人口減少や高齢化が見込まれている松山都市圏において、豊かで活力ある地域社会を継続的に構築できるよう、地域公共交通が都市の重要なインフラであるとの認識のもと、当該地区の将来のまちづくり像を見据えて、現状分析、将来予測、課題抽出、課題解決策等を盛り込んだ「松山都市圏都市交通マスタープラン」の策定を目指すものである。

なお、計画策定には、関係機関との垣根を超えた連携が重要と考えている。業務全体において関係機関との情報交換、意見集約、計画への意見反映、策定後は関係機関が施策を速やかに実行できるように業務を行うこととする。

2 委託業務の内容及び期間

(1) 業務名

松山都市圏都市交通マスタープラン策定委託業務

(2) 業務内容

別添「松山都市圏都市交通マスタープラン策定委託業務仕様書」のとおり

(3) 実施期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3 提案見積上限額

業務に要する総費用の上限は、15,524,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※ 企画提案書に記載された見積価格がこの金額を超える場合は、審査の対象外とする。

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により実施する。

5 応募資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者又は法人格を有している者の複数の連合体(以下、「コンソーシアム^(注1)」という。)であること。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタント登録規程に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。コンソーシアムの場合は、構成事業者のうち、1者が登録を受けていること。
- (3) 過去5年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連業務^(注2)の委託実績を有していること。
- (4) 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。

- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 愛媛県から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- (7) その他、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続きをしている法人
- イ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人
- ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
- エ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人
- (8) コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者は上記(1)から(7)に定める全ての要件を満たし、構成事業者は上記(5)から(7)に定める全ての要件を満たしていること。
- ・コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
 - ・参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること(特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。)は原則として認めない。
 - ・ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。
- (注1)コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そして代表事業者以外の事業者を「構成事業者」と定義する。
- (注2)類似・関連業務とは、都市交通マスタープラン、都市・地域総合交通戦略、立地適正化計画、都市計画マスタープラン(区域マス含む)の策定業務をいう。

6 再委託の禁止

受託事業者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本県の許可を受けた場合はこの限りではない。再委託を予定する場合は、提案時に再委託先を含めた体制図を示すこと。

7 実施スケジュール（予定）

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	4月10日(金)	—
質問書提出期限	4月17日(金)	様式4
質問書に対する回答	4月24日(金)	—
参加表明書提出期限	4月28日(火)	様式1, 2, 3
選定結果の通知(一次選定)	5月7日(木)	
企画提案書提出期限	5月12日(火)	様式5, 6
審査会(予定)	5月19日(火)	—
審査結果の通知(予定)	5月下旬	—

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月28日(火)午後5時まで(必着)

※持参の場合の受付は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒790-0001

松山市一番町4-1-2 自治会館5階

愛媛県土木部 道路都市局 都市計画課

E-mail:

nagoshi-masahide@pref.ehime.lg.jp(名越主幹)

uegaki-keisuke@pref.ehime.lg.jp(上垣主任)

電話番号:089-912-2738

※メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること。

(3) 提出書類

・参加表明書(様式1)	正本1部
・コンソーシアム参加事業者表(様式2)	正本1部
・会社概要・業務体制(様式3)	正本1部

(4) 提出方法

持参、郵送又はメール

9 選定結果の通知

本業務に応募した事業者が4者以上の場合は、「8.参加表明書の提出」により提出された資料をもとに、企画提案書の提出を行う事業者を上位3者に選定するものとする。なお、審査に用いた書類は返却しないものとする。

10 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和8年4月17日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

8(2)に同じ。

(3) 質問方法

・質問書(様式4)によるものとし、電子メールにより提出すること。

電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

・電子メールの件名は「プロポーザル質問」とすること。

・評価に関わる質問は一切受け付けない。

※メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること。

(4) 回答方法

回答は、本県ホームページ上に掲載する。

11 企画提案書の提出

「松山都市圏都市交通マスタープラン策定委託業務仕様書」に基づき企画提案書を作成すること。

(1) 提出期限

令和8年5月12日(火)午後5時まで

(2) 提出場所

8(2)に同じ。

(3) 提出書類

- ・企画提案書表紙(様式5) 正本1部
- ・企画書(様式任意) 正本1部、副本6部(紙媒体により提出)、電子媒体(DVD) 1枚
※メールで提出する場合は、DVDの提出は不要。
- ・費用見積書(様式6) 正本1部
提案する企画内容の実施に係る一切の経費を計上することとし、可能な限り具体的に記載した内訳書を添付すること。

(4) 提出方法

持参、郵送又はメール

(5) 作成様式

- ・企画提案書のレイアウトは応募事業者の任意様式とする
- ・企画提案書の最初に目次を作成し、それ以降のページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の上限は、A4版片面印刷の20ページ以内(表紙・目次除く)とする。

(6) 企画提案書に記載すべき内容

- ・実施方針
 - ・スケジュール
 - ・実施体制
 - ・業務内容
 - ・その他の提案
- ※その他提案は本業務に関し必要、若しくは効果的と思われる提案があれば示すこと。

12 プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書を提出した応募事業者すべてに通知する。

(1) 日時及び場所

企画提案書提出後に詳細について通知する。

(2) 実施内容

提出された企画提案書については、明らかな誤りや軽微な修正を除き資料の追加及び内

容の変更は認めない。プレゼンテーションは、企画提案書に記載のある内容の詳細について、プレゼンテーション資料などを用いて説明すること。また、プレゼンテーションは30分以内とし、その後、審査委員による質疑応答(10分程度)を行うものとする。準備・後片付けについては、10分程度時間を設ける。

(3) 準備物

会場には大型モニターとコードは発注者が用意するが、それ以外の機器については各自が用意すること。

(4) 出席者

1応募事業者あたり5名までとする。

(5) プレゼンテーションは非公開とする。

13 審査方法

(1) 9.により選定された事業者の企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、評価点数が最も高い者を委託候補者として選定する。

(2) 事業者の選定は、外部の有識者(1名)を含む審査会を設置し、契約手続きを進める。

(3) 審査基準

	評価項目	評価基準	配点
1	執行体制について	技術者の役割分担が明瞭で、業務従事者間及び県との連絡調整が速やかに行える信頼性の高い体制となっているか。 相応の能力を有する技術者が配置され、本業務に適正に従事できるか。	10
2	業務実績	類似・関連業務の実績が豊富で、高い企画力・専門性・独創性を生かした成果をあげているか。	10
3	業務理解度	本業務を実施するにあたって、目的、条件、内容等を理解しているか。	10
4	実施方針の妥当性	本業務に対する考え方や認識が適切であり、それを踏まえた実施方針が妥当であるか。	10
5	都市交通施策の現状整理及び運営状況の把握	仕様書「2-4 都市交通施策の現状整理」及び「2-5 運営状況の把握」について、課題抽出に有効な内容が提案されているか。	30
6	将来見込みの検討	仕様書「2-6 課題の整理(1)将来見込みの検討」について、将来の社会動向を考慮した想定方法が提案されているか。	30
7	想定される将来シナリオの検討	仕様書「2-6 課題の整理(2)想定される将来シナリオの検討」について、適切に設定された条件に基づきシナリオが提案されているか。	30
8	都市交通の課題の整理	仕様書「2-6 課題の整理(3)都市交通の課題の整理」について、検討結果を踏まえ、シナリオを評価する複数の効果的な指標が提案されているか。	30
9	価格評価	費用見積書に経費や根拠が明確に示されており、提案内容に沿った内容となっているか。 算定基準: (1-見積額/上限額) × 配点	40
合計点数			200

14 結果の通知等

- (1) 審査結果は、応募者に書面により通知する。
- (2) 結果通知後、委託候補者と協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。
- (3) 審査内容及び経過は、公表しない。

15 欠格要件

応募者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89条)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (2) 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

16 その他の留意事項

- (1) 企画競争参加に係る一切の費用について、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、応募申込を無効とする。
- (3) 提出書類受付後の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類については、返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用を行わない。
- (5) 参加申し込み後、辞退する場合は、参加辞退届(様式7)を提出すること。
※メールで送信した場合はその旨、当課まで電話連絡すること。

17 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、本県と委託候補者の双方が合意に至った場合に、委託候補者から見積書を徴し、本県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となったものを委託候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

18 提出書類注意事項

様式	提出上の注意事項
参加表明書(様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑は代表者または代表事業者印を押印すること。 ・メールで提出する場合、押印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。(メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること)
コンソーシアム参加事業者表(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの場合は添付すること。
会社概要・業務体制(様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの場合は、すべての参加事業者が提出すること。 ・会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、類似・関連業務実績等を記入すること。
質問書(様式4)	メールで提出すること。(メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること)
企画提案書表紙(様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑は代表者または代表事業者印を押印すること。 ・メールで提出する場合、押印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。(メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること)
費用見積書(様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。 ・見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。
参加辞退届(様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑は代表者または代表事業者印を押印すること。 ・メールで提出する場合、押印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。(メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること)

19 問い合わせ先

〒790-0001

松山市一番町4-1-2 自治会館5階

愛媛県土木部 道路都市局 都市計画課 上垣

E-mail:toshikei@pref.ehime.lg.jp

電話番号:089-912-2738